

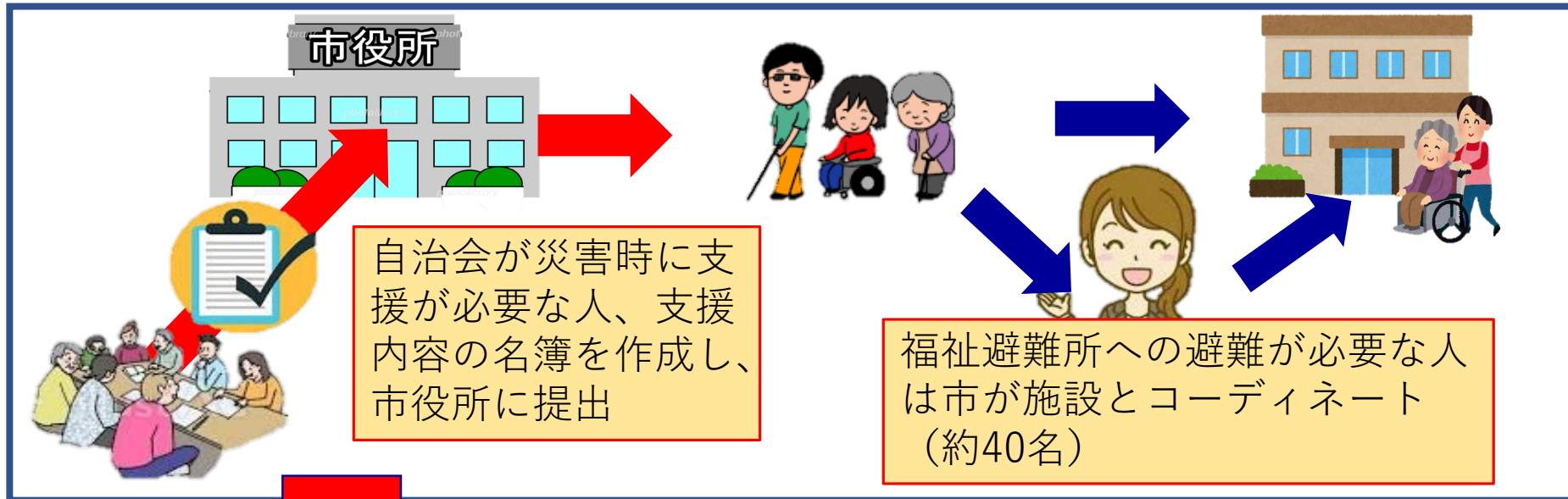
最終報告書（様式1-2・2-2）

発表団体資料

グループ③

（丹波市・犬山市・鳥栖市・館林市・福知山市・四国中央市・沖縄県・岡山県・群馬県）

平成28年度までの丹波市の要支援者対策 (災害対策基本法の平成25年改正以前の取組)



**平成25年の災害対策
基本法改正を受けて**
(平成28年度～)

- ①名簿システムの導入
⇒対象者が増加 (1万人以上)
- ②本人の同意が必要
⇒自治会作成の名簿と差異が発生

**令和3年度
モデル事業にチャレンジ!**

- ①福祉現場からの優先度が高い人
- ②水害に特化した避難と支援
- ③地域の支援内容の具体化
- ④地域で無理な場合の「公」の関り
- ⑤対象者数の絞り込みのフロー検証



モデル事業実施に当たってのポイント整理

1. 想定災害は「水害」

⇒ハザードマップを活用し、垂直避難か立ち退き避難を防災担当者が判断

2. 中山間地での避難の移動方法は「自動車」のみ！

⇒ 要支援者のリヤカー、車椅子、徒歩での避難はありえない！

3. 重度の介護や障がいで専門の支援を受けている人ほど 地域で埋没している！

⇒在宅または施設との往復のみで地域の日常と関わっていないから…

4. 本当に支援が必要な人の情報は「福祉専門職」から入手する

⇒防災の知識ではなく「台風・大雨の時、気になる」を根拠に

5. 避難の適切な車両を必要な時に、必要な台数、いかに確保するか。

⇒ 道路運送法の大きな壁

(追加)

そもそも、本当に個別避難計画が必要な人は何人なのか？

丹波市の南部地域（市域の1/3）の
要介護3以上 **約450名**

令和4年度は残り2/3地域で実施！

注：施設入所者も含む人数

Aさん
台風の時
が心配…
福祉専門職

32名の相談



くらしの安全課防災係

防災と福祉の担当で…

- ①避難方法の判断
- ②避難方法
- ③適切な避難先

について個別に調整

防災マップから

- ①自宅避難で可能
- ②立ち退き避難が必要を判断

17人

土砂災害・浸水被害のおそれがある

土砂災害・浸水害のおそれがない

6人

災害のおそれはあるが、確率が低い

9人

個別の協議・調整の結果、3人の個別避難計画の作成を進行中

見えてきた課題

1. 本当に支援が必要（そうな）人はそう、多くない（のかもしれない）。
（「公」の積極的関りが必要という意味で…）
2. 本人、家族に様々な課題があり「災害・避難」を最優先にはできないこともある。
3. 避難先は、福祉施設よりも公共施設の「個室」の需要が多い（ようす）

1. 対象の災害を決める。（地震、津波、洪水、土砂災害など）
災害種類で要支援の対象も避難計画も全く異なります。

【地震】…家の耐震度、家具の固定、避難先に必要な設備、物資など…

【水害】…避難の必要性、避難の方法、避難のタイミング…

【停電】…避難の必要性、通電エリアへの避難か、自宅で電源確保か…

2. 優先度の高い要支援者とは…（水害の場合）

（1）福祉専門職が台風・大雨時に「**気になる**」人

（2）防災担当がハザードリスクから**立ち退き避難が必要**と判断する人

⇒ 想定最大規模、ため池のみリスクは共感が得にくい面も…

3. 水害を想定するならば…（丹波市のケース）

（1）最終的に本人・家族が**計画通りに行動する気**があるか、が重要！

（2）教科書的な避難計画にはしない。（高齢者等避難で避難する的な…）

（3）移動方法（自動車）の確保が困難な場合、「**公**」が**係わる姿勢**が必要！

4. 地域の支援者（近所、民生員児童委員、、自主防災組織）**との調整**

（1）依頼する支援は、具体的、より具体的に詰めていく。

⇒ いつでも、誰でもできる内容になっていく

（2）本人の**個人情報**は**そんなに**いら**ない**。

⇒ 要介護度は？ 障害手帳は？は地域の人には**不要な情報**。

平成23年度 災害時要援護者支援制度開始

避難支援者がいない、個別避難計画も作成していないという状況。

→ 町会長や民生委員から名簿を受けとるのみの制度と批判が多かった。

平成28年度 避難行動要支援者支援制度への移行準備

「対象要件の見直し」「個別避難計画の作成」「避難支援者の選任（2名）」

を決定 → 平成29年度 新制度開始

その後・・・

制度内容を見直しを図るなかで市議会との質疑・勉強会を通じて、市上層部も本制度
に対する関心・理解が深まる。

市長からの『動ける仕組み』をつくるという指示にもマッチ → モデル事業に応募

個別避難計画を見直したことで・・・

避難行動要支援者やその家族 → 災害時を意識することができた。

福祉専門職 → 日頃の支援と災害時の支援がつながることを認識できた。

→ 協働して得た意見を基に、市全域に広がる仕組みづくりを進めていく。

○福祉専門職の参画（様式見直し・計画作成）

障害者自立支援協議会にて様式の見直しについて協議し、**福祉専門職の参画**の必要性を共有した。

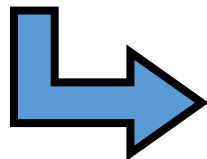
福祉専門職で構成した**ワーキングチーム**を発足し、様々な意見を反映した『**マイタイムライン**』を加える個別避難計画に見直しを図った。

＜ワーキングチーム構成員＞

- ・ケアマネジャー
- ・相談支援専門員
- ・ヘルパー
- ・障害者基幹相談支援センター
- ・社会福祉協議会
- ・訪問看護職員
- ・市職員

実効性のある個別避難計画の作成にも、

福祉専門職の参画が必要！



相談支援専門員連絡会やケアマネジャー部会で、個別避難計画作成の必要性を説明した。

＜その他モデル事業で取り組んだこと＞

- ・個別避難計画に基づいた避難訓練の実施
- ・支援者向けガイドブックの作成
- ・避難行動要支援者の実態把握

個別避難支援計画

作成日： _____

さんのタイムライン

警戒レベル とるべき行動	1 (早期避難準備)	2 (大雨・洪水・高潮注意報)	3 (高齢者等避難)	4 (避難指示)	5 (緊急安全確保)
避難への心構えを高める	自らのタイムライン（避難行動）を確認	危険な場所から避難	命の危険 度が高い安全確保		
時間の目安	3日前	2日前	1日前 半日前	7時以降 3時以降	0時以降
自分（対象者）の行動	<input type="checkbox"/> 緊急避難の確認 <input type="checkbox"/> 避難するところ・避難経路の確認 <input type="checkbox"/> 持ち出し品の確認 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 避難支援者（ への連絡） <input type="checkbox"/> 緊急連絡先（ への連絡） <input type="checkbox"/> 持ち出し品の準備 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 個別避難支援計画に基づく避難 の開始 <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block; color: white; font-weight: bold;">避難開始</div>	<input type="checkbox"/> 緊急連絡先・避難 先を決める	
避難支援者の行動	<input type="checkbox"/> 緊急避難の確認 <input type="checkbox"/> 対象者の状況確認 <input type="checkbox"/> 避難するところ・避難経路の確認	<input type="checkbox"/> 避難するところの確認 <input type="checkbox"/> 指定避難場所の確認、開設しているか <input type="checkbox"/> 対象者への避難準備の呼びかけ <input type="checkbox"/> 避難支援専門員等との連絡調整 <input type="checkbox"/> 持ち出し <input type="checkbox"/> 緊急連絡先 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 対象者への呼びかけ		
持ち出し品 の準備状況を確認	<input type="checkbox"/> 筆 <input type="checkbox"/> 衣類手帳 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 非常食 <input type="checkbox"/> 飲料水 <input type="checkbox"/> 避難袋 <input type="checkbox"/> タオル <input type="checkbox"/> バッテリー			
緊急連絡先	① 氏名： _____ 連絡先： _____	連絡先： _____	連絡先： _____	連絡先： _____	
	② 氏名： _____ 連絡先： _____	連絡先： _____	連絡先： _____		

○地域とのつながり、防災意識の向上

【計画どおり進まなかったこと】

町内会単位の避難訓練の多くがコロナ禍で中止となり、個別避難計画の検証や防災意識を啓発する活動がすすまなかった。

個別避難計画の見直しを図ることができたケースが予定より少なく、個別避難計画作成のプロセスの課題の抽出がうまくすすまなかった。

【今後の対応方針】

できる範囲での避難訓練の実施（自宅内から外に出るまで等）
規模は小さくてもなるべく多くの事例を積み重ねたい。

支援者向けガイドブックの活用

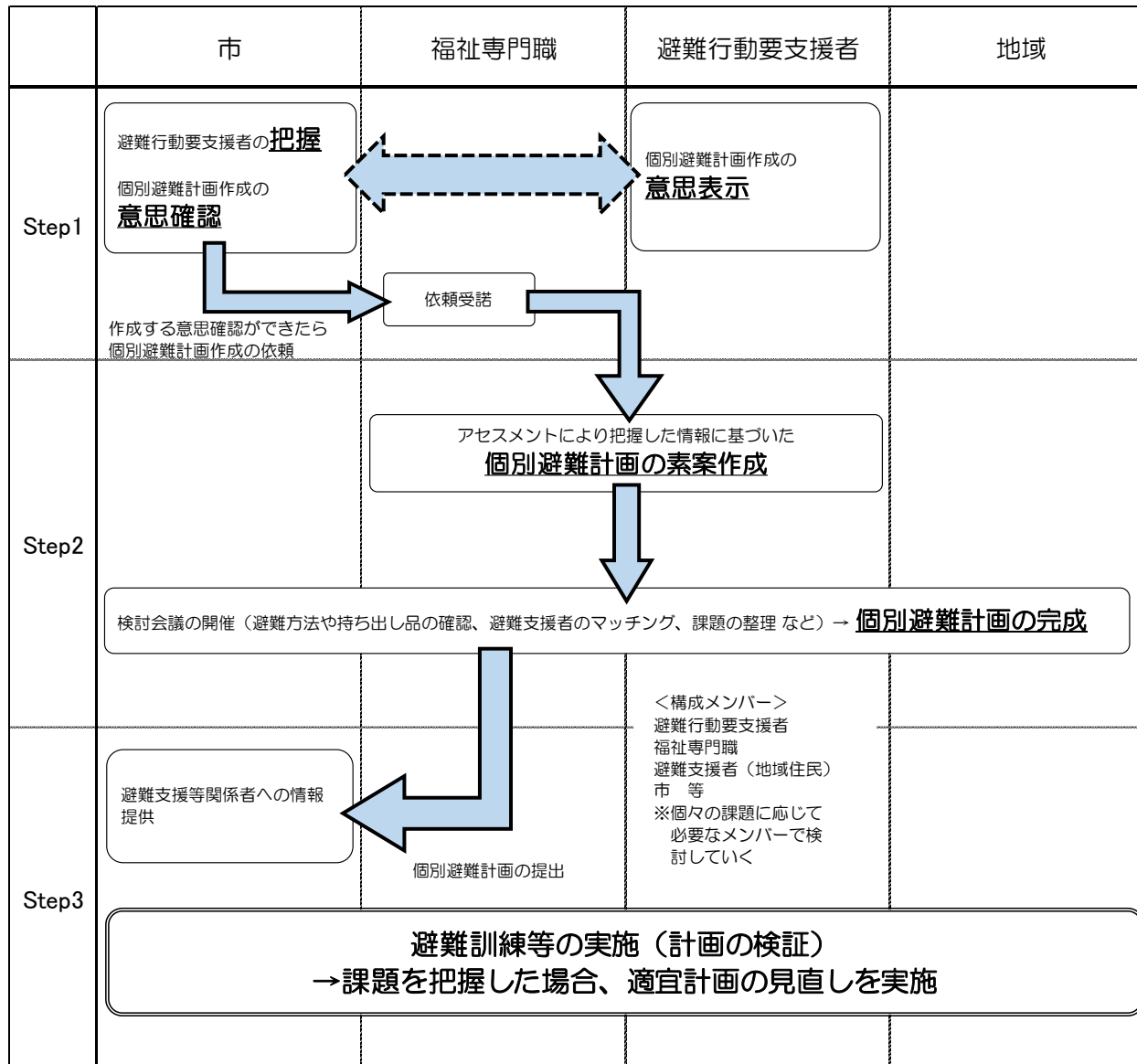
ワーキングチームの継続

→ 個別避難計画作成のプロセスについて課題を検討するとともに、
防災意識を高める地域づくりについても協議していく。



令和4年度は、重層的支援体制整備移行準備事業でも「防災」の視点を取り入れていく

○福祉専門職との協働による個別避難計画作成のプロセス



【次年度に向けた課題】

福祉専門職とつながっていない避難行動要支援者に対する個別避難計画の作成へのプロセス構築も必要。

地域との協働とともに、地域包括支援センターや障害者基幹相談支援センターなどの専門機関とも連携していくプロセスを構築していくことを協議していく。

【取り組みの経緯】

○本市では、昭和28年の水害以降、死者が出るほどの大規模災害は発生していなかったが、近年頻発している集中豪雨の際には、本市においても家屋被害等が発生している状況である。これまで大規模災害が比較的少なかったことから、市民の防災への意識はあまり高くないと思われるが、大雨等による災害のリスクが年々高まっていくことが予想される。そのため、避難行動要支援者の命を守るための個別避難計画を作成するとともに、個別避難計画作成を通じて、市民の防災意識の向上及び自助、共助の推進を図る必要があると考え、本モデル事業へ取り組んでいる。

【現在の状況】

- 個別計画作成の取組については、当課のみならず高齢障害福祉課及び地域包括支援センターでも必要性を感じており、積極的に協力をいただいている状況である。また、民間の福祉専門職等の方々についても、少しずつ協力事業所が増えている状況である。
- 作成した事業所からは「（担当したケースについて）災害時のリスクが高いとは思っていたが、避難場所や経路等を含めて見直すと、改めて事前の備えや避難のタイミングを具体的に決めておく必要のあるケースだと感じた」「災害時は自分たち（事業所・福祉職等）が動くことも想定していた。災害時は皆が被災者になるため、要支援者が各自で避難について考えてもらうことができてよかった」等の声が上がっている。

【取組のポイント】**①要支援者の防災意識の変化**

本市では、これまで豪雨災害等による大規模な被害が比較的少なく、特に人的被害を受けたというケースはほぼなかったため、防災意識を高く保ちにくいという課題があった。

→これまで防災意識があまり高くなかった方も、計画作成のなかで居住地の災害リスクや、自宅の備品の不足等を再確認できるきっかけを作ることができた。

②各事業所との連携体制

今回計画作成後の会議の中で、要支援者のことをより把握するために日頃利用しているサービス等の関係者にも出席を依頼した。また、多くの支援者に取り組みについて周知を図る目的で、計画作成を依頼する際に特定の事業所に偏りすぎないように、さまざまな事業所に依頼し連携を図った。

→担当課と事業所でのお互いの顔が見える連携体制をとることができた。結果として、取り組みに対して忌憚のない意見をもらえたり、避難に関する支援（要支援者の受け入れ等）に関わっていただけることになったりと、取り組みに良い影響をもたらした。

【令和3年度の取組から見えた課題】**①対象者のピックアップ**

令和3年度は、庁内の障害者支援部署と地区包括支援センターと連携し対象者の抽出を行った。抽出基準は障害程度・介護度・居住地域を基に、各事業所が必要と認める者を順に行ったが、福祉サービス等を受けていない孤立世帯などの、よりリスクの高い要支援者が見落とされる可能性がある。

(対応) 地区包括支援センターとの連携を行い、基準を満たさないケースでも支援を要する場合には作成を依頼する。

②作成事業所との連携

作成を行う中で、複数の事業所から通常業務と併せての避難計画作成が困難との声が上がった。

(対応) ・取組について事業所への一斉説明を実施予定。対象者への説明をマニュアル化するなどして、作成者個人の負担を軽減する。
・様式の見直しの実施（記述式→選択式）

③実効性のある避難計画の作成

令和5年度末までに、優先順位が高いと思われる方の作成は概ね完了する見込み。

(対応) 医療的ケアを必要とする方等、心身の状態の変化が大きい方を中心に計画の見直しを行い、心身の状況にあった計画の作成を目指す。

①対象者の抽出

要介護度・障害程度・ハザード上の位置等を基に抽出
地区包括支援センター、庁内障害者支援部署に依頼。

**②作成事業所への連絡・事業説明**

作成事業所へ個々に連絡を取り、作成の意図や手順を説明

**③個別避難計画作成**

作成者が対象者・対象者家族に連絡を取り、作成する。
作成の例) モニタリングの時期に合わせて聞き取る。
訪問時に家族・本人に作成をするようお渡しし、次回訪問時に聞き取りながら完成させる。

**④作成後の関係者会議の実施**

作成事業所・利用しているサービスの関係者・市職員で作成した計画書の見直しを行う。
確認項目) 避難のタイミングが適切か 心身の状態にあった避難場所が確保できるか等

**⑤個別避難計画を対象者へお渡し**

会議の中で変更があった点を見直したうえで、完成した計画書を対象者へお渡し。

○本市では平成30年度より地区防災計画策定の取組みを支援しており、地域における避難行動要支援者の避難支援の課題が浮き彫りとなっていた。

こうした中、「令和元年台風第19号等を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について（報告）」を踏まえ、市防災アドバイザーである片田教授の助言を受けながら、市防災・福祉部局に加え館林市社会福祉協議会も参画した合同ワーキンググループを令和2年度に発足し、現状と課題の洗い出し先進事例研究等を行う。

本年度も引き続き逃げ遅れゼロを目指し、個別避難計画作成の取組みを進めている。

○個別避難計画作成の取組みを通すことで、庁内関係部局や外部団体の連携も深まった。あわせて災害時要配慮者の災害時支援の問題について、関係者の関心が向くこととなり気運が高まったと考える。

○これまでは要支援者自身が避難先までの移動手段を考慮していなかったが、介護車両の手配等を含め災害時移動手段の確保をすることができた。

また、家族や地区の住人などに避難支援を依頼する過程で、災害時避難支援体制を構築できたのみでなく、平時の見守り体制も構築できた。

○個別避難計画は、作成後も実効性の伴ったものでなければ要支援者の犠牲を減らすことに直結しない。そのため、本市においては庁内ワーキンググループメンバーによる協議のみでなく、館林市社会福祉協議会への実地運用の依頼、その結果をフィードバックしての個別避難計画策定をすることとした。

また、連携先の館林市社会福祉協議会においては、地域住民の支援体制整備のため、地域住民相談支援包括化推進会議が設置され、地域の課題解決に向けて活動している。構成メンバーも多岐に渡っているため、今後ケアマネジャーに個別避難計画作成を委託するうえで問題等が生じた場合、本市も含めた要支援者の避難支援に必要な構成メンバーが集まり、解決を図っていくことを想定している。

あわせて、本市防災アドバイザーである片田教授に監修や助言をいただき、専門的見地からの意見を取り入れた計画づくりをした。

以上のように、庁内、庁外の様々なメンバーが参画する体制づくりをしたことで、多様な意見を反映した個別避難計画作成の取組みとすることができた。

○当初想定していたよりも避難支援者の確保に苦慮した。当初は民生委員や消防団の協力を得ることを想定していたが、避難支援者に関する調査及び依頼をした結果、協力を得るのは困難だということが判明した。

その理由として、「災害時においては本来の水防業務があるため、要支援者の避難支援に向かうことが難しい」、「自身も高齢者につき避難支援は非常に困難」、「責任を負いきれない」とする意見が挙げられた。

以上の調査を受け、避難支援者は避難支援についての責任を感じてしまい、避難支援を引き受けることに抵抗があるものと考えられる。その対応として、見守りや声掛けなどの緩やかな避難支援を依頼することや、複数の支援者による避難支援体制を構築するなど、避難支援に伴う責任が個人に偏りすぎないように対応も検討していきたい。

○令和4年度は、関係機関との協議を継続し避難支援者の確保に向けた取組みを進めるほか、地区防災計画の進捗に合わせる形で、要支援者の家族や親類縁者なども含め多角的に避難支援者を確保していく方策を検討していきたい。

①先進自治体の事例研究を行い、資料や情報の収集をすると同時に、課題を抽出する。



②個別避難計画作成の主管部局を決定するほか、庁内の業務所管を決めるため、関係部局によるワーキンググループ等を結成し、体制づくりに向けた協議を行う。必要に応じて外部機関へ参画を依頼し、庁内外の連携体制を構築。防災部局と福祉部局がこまめに協議を重ね、互いの立場を理解し合い、一人の犠牲者も出さないという目標に向かって連携を図った。



③ワーキンググループ内で、取組方針や個別避難計画の様式作成に関する協議を行う。



④（地区防災計画策定地区のみ）地区版の個別避難計画である「お助け名簿」の情報から、公助による支援を必要とするか確認する。



⑤避難支援者の確保に向けて、関係機関と協議を行う。



⑥福祉事業所向け説明会を開催し、福祉専門職等に個別避難計画作成を委託する。

○障がい者（児）については平成29年度から市内の相談支援事業所と委託契約を締結して個別避難計画を作成しているが、高齢者の個別避難計画作成には着手できていなかった。

○居宅介護支援事業所内で活用する災害時リスク・アセスメントシートを、昨年度介護支援専門員地域リーダーが考案した。同シート情報が、個別避難計画作成に活用できるため、地域リーダーを通じて市内の事業所に災害時リスク・アセスメントシートを介護支援専門員一人につき1シートの提出を依頼し、個別避難計画の作成を行った。

○作成した個別避難計画について検証するため、避難訓練を実施するにあたり、地域の自主防災組織連絡協議会の役員から、「実践的な訓練をしないと意味がない」との助言があり、避難行動要支援者の地元自主防災組織、防災士、消防団、民生委員に協力依頼をした。

○新型コロナウイルス感染拡大のため、検証訓練は来年度以降に行うことになったが、自主防災組織等の支援者と関わることにより、共助の大切さを再認識し、地域の防災力が向上した。

○介護支援専門員地域リーダーを通じて災害時リスク・アセスメントシートの提出を依頼したため、多くの居宅介護支援事業所から協力を得られた。

○市内各居宅介護支援事業所の介護支援専門員が災害時リスク・アセスメントシートを作成したため、地域を限定することなく、市内全域の個別避難計画を作成することができた。

○作成された個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を支える自主防災組織、防災士等の支援者が本計画の検証に関わることで、より実効性のある計画内容にできるとともに、本事業関係者間の連携体制を構築することができた。

○今回のモデル事業では、作成された個別避難計画を基に、避難経路の確認など、検証訓練を行う予定であったが、実施には至らなかった。今後は、一つのエリア内（学校区）で複数の個別避難計画が作成された段階で、各自主防災組織等の支援者より意見聴取し、地域全体で総括的に、より地域の実情に合わせた計画内容とすることが重要と考える。また、計画に基づき、昼夜を問わず実動訓練の必要性がある。

○令和3年から令和7年をめどに、個別避難計画の作成率100%を目指す。

自治体だけで個別避難計画作成は難しく、ハードルが高い。四国中央市においては、介護支援専門員地域リーダーが考案した災害時リスク・アセスメントシート の情報を活用し、介護支援専門員と協力して個別避難計画作成した。

1 介護支援専門員地域リーダーがリーダー研修の中で、情報整理ツールである災害時リスク・アセスメントシートを考案

2 介護支援専門員地域リーダーを通じて、市内居宅介護支援事業所に災害時リスク・アセスメントシートの提出依頼

3 居宅介護支援事業所から提出されたシート の情報を基に、市が個別避難計画作成

4 個別避難計画を自主防災組織や防災士等支援者を含めて検証

取り組むきっかけ

当県においては、平成24年時に災害時要援護者避難支援計画（全体計画）の策定率が全国と比較して、極めて低かった。

全国：87.5% 沖縄県：46.3% （H25.4時点）

これまでの取組

アドバイザー派遣事業（H25年度～）

災害福祉支援に関し、専門的な知識を有する「災害福祉支援アドバイザー」の市町村への派遣等により、「避難行動要支援者名簿」の作成や要支援者一人ひとりについて、避難経路や避難先などを記載した「個別避難計画」の作成を促進する。

- | | | | | | |
|---------|------|---------|------|---------|------|
| ・平成26年度 | 3市町村 | ・平成27年度 | 4市町村 | ・平成28年度 | 2市町村 |
| ・平成29年度 | 4市町村 | ・平成30年度 | 4市町村 | ・令和元年度 | 5市町村 |
| ・令和2年度 | 4市町村 | ・令和3年度 | 7市町村 | | |

※ 平成25年度は、意見交換会や研修会、シンポジウムを開催し現状把握を行った。

県内の状況（R3.10現在）

- | | |
|--------------------|---------------|
| ・避難行動要支援者名簿 | 41市町村（100.0%） |
| ・個別避難計画（一部作成済みを含む） | 15市町村（36.6%） |

高齢化が加速し、日本各地で地震や豪雨などの災害が頻発しており、台風の常襲地帯である沖縄県においても、災害時における要配慮者の対応が急務となっている。

沖縄県災害時要配慮者支援事業アドバイザー業務委託事業（令和3年度）

業務概要

本県の防災力の強化に資することを目的に、市町村が、地震や津波などの災害発生に備え、災害対策基本法の規定に基づき作成（更新）すべき「避難行動要支援者名簿」や各避難行動要支援者に合わせて具体的な避難方法などを定める「個別避難計画」の作成、「福祉避難所」の設置促進等を図るため、専門的・技術的な支援を行う。

スケジュール

- 令和3年5月28日～6月18日 アドバイザー支援受入市町村の募集
（令和3年度アドバイザー派遣モデル市町村 7市町村）
- 9月 委託業者決定
- 9月～令和4年3月 アドバイザー派遣モデル市町村へアドバイザー派遣
その他管内市町村に対する電話相談(E-mail含む)支援
- 12月17日 **避難行動要支援者個別計画に関するセミナー（内閣府モデル事業）**
- 令和4年2月16日 福祉避難所に関するセミナーの開催

個別避難計画作成モデル事業

沖縄県災害時要配慮者支援事業アドバイザー業務委託事業と併せて執行。災害福祉支援に関し、専門的な知識を有するアドバイザーによる市町村、市町村社協職員を対象とした講習会を実施する。アドバイザー業務により、モデル市町村の状況も踏まえ、県外先進地域の取組事例等の紹介等、個別避難計画作成に向けた講習会を開催することにより、管内市町村の取組を推進する。

取組ポイント

既存事業と組み合わせて、個別避難計画に関するセミナーを開催

○ 県内モデル市町村へアドバイザーを派遣（県単独事業）

- ・ 個別避難計画の策定支援
- ・ 福祉避難所の設置に関する支援
- ・ その他災害時要配慮者に関する支援

令和3年度 7市町村へ派遣

○ 個別避難計画策定に関するセミナーの開催（内閣府モデル事業）

【内容】

「避難行動要支援者対策」の事業を経験した事例と、近年の被災地での事例を元に、各地の市町村や社会福祉協議会の取組事例等をもとに、支援者確保の課題や、地域共助体制の事例等を紹介

- ※ 講師は、県内の実態を把握している上記アドバイザーに依頼。
県内の状況等を踏まえたうえで、参考となる先進自治体の取組状況等を紹介

【参考】個別避難計画作成モデル事業

沖縄県
(災害時要配慮者支援事業アドバイザー派遣事業)

(アドバイザー派遣事業)

委託業者
(災害福祉支援)

【委託業務】

- ①モデル市町村への技術的支援
- ②管内市町村等を対象とした講演会の開催
- ③管内市町村等に対する電話相談等

① 専門アドバイザー派遣

- 個別避難計画の策定支援
- 福祉避難所の設置に関する支援
- その他災害時要配慮者に関する支援

市町村 (民生主管部等)

A市

B市

C市

D市

E市

F町

G町

個別避難計画モデル事業

福祉避難所に関するセミナー

【参加者】

- ・市町村福祉担当職員
- ・市町村防災担当職員
- ・福祉避難所等支援関係者

【内容】

福祉避難所の整備や協定を進めるうえで必要な確認事項、災害時の開設・運営のための人材・資機材の調達などについて各地の事例も含めて紹介

② 管内市町村担当者等を対象としたセミナーの開催

個別避難計画策定に関するセミナー

【参加者】

- ・市町村福祉担当職員
- ・市町村防災担当職員
- ・社会福祉協議会等要配慮者支援関係者

【内容】

数多くの「避難行動要支援者対策」の事業を経験した事例と、近年の被災地での実例を元に、各地の市町村や社会福祉協議会の取組事例等をもとに、支援者確保の課題や、地域共助体制の事例等を紹介

課題

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、当該取組に遅れが生じている。
- 県内市町村においては、「個別避難計画」作成にあたって、支援者をどのように確保したらよいかわからないといった意見が多い。
- 避難行動要支援者からの同意が得られない。
- マンパワー不足。特に小規模離島においては、社会的資源も少ない。
- 福祉避難所の整備（要配慮者が安心して避難できる福祉避難所が少ない。）
- 近年、県内において大規模災害等がなく、市町村の取組状況に濃淡がある。

今後の対応の方向性

- アドバイザー派遣事業の実施（既存事業）
- 各市町村ヒアリングの実施（課題、取組状況等の調査）

個別避難計画作成に当たっては、福祉部局と防災部局との連携が必要

福祉関係部局

- 避難行動要支援者名簿の更新時に個別避難計画作成対象者の絞り込み
- 対象者の避難候補先の選別
- 名簿登録者への戸別訪問（市町村職員、社協、CSW等）
 - ・避難先の説明（福祉避難所等）
 - ・避難先への避難方法の確認。

※ 避難先を説明することによって、本人及びご家族において、避難方法等明確な課題がわかることにより、個別避難計画の必要性を感じる事となる。

福祉・防災部局

- 安心して避難できる福祉避難所の確保及び一般避難所における福祉避難スペースの確保
- 地域における避難訓練
- DWATおきなわの拡充
チーム員 118名（R4.2現在）

○個別避難計画の作成

(1) 背景

平成30年7月豪雨災害の教訓を踏まえ、土砂災害警戒区域や河川氾濫、津波等で浸水が想定される区域のある地区において、令和元年度からモデル事業として県が市町村等による地区防災計画や個別避難計画の作成支援を行っている。

実施にあたっては、県及び県内全市町村で構成する「岡山県地区防災計画等作成推進協議会」を設置し、計画の作成過程やノウハウ等を共有し、計画作成が全県的に広がるよう取り組んでいる。

(2) 課題

事業開始から3年が経過し、その活用は意欲ある市町村に限られていた。また、国サブワーキンググループの最終報告を受け、個別避難計画の作成が市町村の努力義務化される見通しとなったが、県内市町村の策定状況については、その多くが「一部策定済」「未策定」であり、取組のさらなる促進に向けて、計画作成のための知識や具体的な作成手順の習得が求められていた。

○関係者の取組に対する姿勢等

- ・ [担当者] 保健福祉部局と調整の上、研修の協力団体を選定し、同協議会アドバイザー、岡山県介護支援専門員協会、岡山県相談支援専門員協会、日本防災士会岡山県支部に直接足を運び、取組の目的や進め方等を丁寧に伝え、研修のサポートを依頼した。また、研修前後には、研修内容の摺り合わせ、振り返り（反省会）、次回に向けた方向性の確認を繰り返し行った。
- ・ [担当者] 市町村に対し、個別避難計画作成の取組の現状と今後の見通しに関するアンケート調査を実施し、学習意欲を確認した上で、全研修に防災・福祉部局の職員がともに参加することを条件とした。
- ・ [市町村職員] 防災と福祉の連携にとまどいを見せる者もいたが、先行自治体の取組意欲等に触れる中で、少しずつ前向きに取り組む者も増え、定期的な研修の実施が自治体の取組を後押しする効果を生んだ。

○取組のポイント

（１）防災担当部局だけでは対応が困難な課題解決に向けた取組支援

共通の課題解決を目指す意欲ある市町村の参加を募り、避難行動要支援者の支援について理解を深める防災と福祉担当者がともに参加する学びの場を提供するとともに、先行事例の情報提供により計画作成手順等の共通理解を図り、意識醸成しながら市町村の実情に応じた体制構築等を支援。

（２）専門家等を活用したノウハウの蓄積

当該分野に造詣の深い専門家等を招聘し、地区防災計画や個別避難計画の作成の取組を推進する「岡山県地区防災計画等作成推進協議会」（県と県内全市町村で構成）に研究部会を設け、市町村職員を対象にした研修という形で、計画作成の具体的な手順の習得やノウハウを蓄積（既存のプラットフォームを活用）。

（３）防災と福祉関係者の取組への関与

個別避難計画の作成に向けては、平時から防災と福祉の担当部局の連携が欠かせないことから、県の両担当部局の参加はもとより、庁外の防災関係から1団体、福祉関係から4団体の協力があり、専門的知見からのアドバイス等をいただいた。

（４）県モデル事業を生かした地域での学びの実践及び部会での情報共有

協議会事業として地区防災計画や個別避難計画の作成に取り組む意欲ある市町村に対し、人的（専門家の派遣）・財政的支援（補助金の交付）を行っており、そのモデル地区を活用し、関係者が一堂に会する地域調整会議を開催するなど、福祉専門職による個別避難計画の作成を実践。

また、国モデル事業のノウハウ共有ミーティングの中で情報提供のあったモデル団体の取組を参考に避難行動要支援者の個別避難計画作成に係る優先度付けを試行的に実施し、その取組結果を研修の中で参加自治体に情報共有。

○課題

- ・市町村の取組に対する温度差
- ・防災部局と福祉部局の連携不足
- ・関係者が一体的に考える機運醸成や環境づくり
 - 取組に対する職員の意識醸成、意見交換の場の設定、相互の業務に対する理解促進、機運醸成が必要
- ・取組の横展開
 - 情報共有する場の設定やマニュアルの整備が必要
- ・福祉専門職の参画
 - 福祉専門職が計画作成に関与できる仕組みの構築（財政支援を含む）、取組の促進に向けた統一方針（基本的な考え方、対象者、報酬単価、業務範囲）
県が実施している防災と福祉の連携を促進するための「防災・福祉対応力向上研修」の受講が任意であるため、受講の動機付けや受講者の確保対策が必要
- ・関係者を巻き込んで地域で広めるための手法の確立
 - 横のつながりを意識した関係者の取組への理解促進が必要

○対応の方向性

- ・協議会をはじめ、さまざまな場を活用した継続した議論や意見交換
- ・人的・財政的支援（県モデル事業の実施）
 - 各地区が計画作成に取り組む際、専門家を派遣し、計画作成の取組を支援
計画作成のノウハウを蓄積するとともにマニュアルを整備
- ・財政的支援（補助金）
 - 市町村に対する個別避難計画の作成の取組に要する経費を支援
- ・防災・福祉対応力研修の実施
 - 庁内関係部局や関係団体と協議し、法定外研修の可能性を探る
- ・個別避難計画作成の中核的な人材の育成
 - 計画を作成するために多岐にわたる関係者間を調整し、共助の取組を機能させる

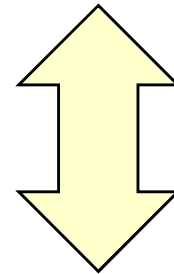
標準的な流れ	内容	主な関係者						備考
		当事者	自主 防災組織	地域 住民	民生 委員	福祉 専門職	市町村 職員	
Step 1	対象地区や当事者の選定		●		●		●	
Step 2	防災・福祉対応力向上研修の実施		●	●	●	●	●	県委託事業 研修 ・福祉関係者向け ・地域関係者向け 意見交換会
Step 3	当事者力アセスメントの実施	●	●		●	●		
Step 4	地域力アセスメントの実施		●	●	●	●	●	
Step 5	個別避難計画の作成				●	●	●	
Step 6	地域調整会議の開催	●	●	●	●	●	●	
Step 7	避難訓練の実施及び振り返り	●	●	●	●	●	●	
Step 8	個別避難計画の見直し	●	●	●	●	●	●	
Step 9	補助金申請						●	県補助事業
Step 10	補助金支払い						●	県補助事業

岡山県地区防災計画等作成推進協議会

構成メンバー 岡山県・県内27市町村
事務局 岡山県危機管理課

①連携（報告会の開催・意見交換）

②情報共有・事例を横展開



既存（令和元年度～）

学びを实践

新規（令和3年度）

<地区防災計画等作成モデル事業>

モデル地区部会

意欲ある市町村のモデル地区において、協議組織となる部会を設け、協議会から派遣された専門家等の助言を受けながら、計画作成に向けた取組を進めている。

<個別避難計画研究部会>

スキルアップ研修（市町村職員対象）

専門家等を招聘し、防災部局だけでは対応が困難な課題について、計画作成の知識や手順等を防災と福祉担当者がともに学びながら、計画作成の促進に向けた仕組みを構築する。

新たな学びや気づきを還元

○岡山県地区防災計画等作成推進協議会 個別避難計画研究部会

〔内容〕市町村職員（防災・福祉）を対象にしたスキルアップ研修（15自治体参加）

開催日時	内 容	参加数
第1回 対面方式 8/2（月） 12:45～16:40	<ul style="list-style-type: none"> ・講義（作成手順の学習） ・グループディスカッション（計画作成に向けた課題への対応策を意見出し） 	40人
第2回 Web会議形式 8/25（水） 13:00～16:30	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体の取組状況の共有 ・質疑応答 ・グループワーク（計画作成に必要な情報と収集方法） 	41人
第3回 対面方式 10/29（金） 12:45～16:40	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体の取組状況の共有 ・福祉専門職が関与した計画作成（アセスメントの実施） ※高齢者福祉編 ロールプレイ方式 	27人
第4回 対面方式 11/22（月） 13:00～16:50	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体の取組状況の共有 ・福祉専門職が関与した計画作成（地域調整会議の開催、個別避難計画及びタイムラインの作成）※高齢者福祉編 ロールプレイ方式 	28人
第5回 対面方式 1/6（木） 12:45～16:40	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体の取組状況の共有、福祉避難所の運営と受入体制（実態調査を踏まえ議論） ・福祉専門職が関与した計画作成（障害の特性を知る、アセスメントの実施、地域調整会議の開催）※障害福祉編 ロールプレイ方式 ・福祉教材を使った視覚障害等の体験ブースの設置 	28人
第6回 Web会議形式 2/1（火） 12:45～16:40	<ul style="list-style-type: none"> ・部会の振り返り、自治体の取組状況の共有（発表後、計画作成の全体方針や福祉専門職が計画作成に関わる仕組みの構築や報酬単価の統一等について議論） ・グループディスカッション（計画作成に向けた課題への対応策を意見出し） ・講師等からのコメント、まとめ 	31人

・ 令和元年10月に発生した台風第19号による被災を受けて

- 「群馬・気象災害非常事態宣言」及び「ぐんま5つのゼロ宣言」（自然災害による死者ゼロ等）を公表（R1. 12）
- 新・群馬県総合計画において、「災害レジエンスNO.1の実現」を掲載（R3. 1）

・ 大規模な気象災害時における、県、市町村及び関係機関の連携した対応に向けて

- 群馬県災害時の避難対策に係る検討会議を設置（R2. 12）
- 県だけでなく、市町村、関係機関、外部有識者を交えて避難対策について検討
- 気象災害における避難のあるべき姿として「本県の災害時における避難の基本的考え方」をとりまとめた「群馬県避難ビジョン」を策定（R3. 3）
- 避難ビジョン策定を機に、個別避難計画作成について、防災・福祉部局の連携の必要性を再確認

・ 個別避難計画作成に係る具体的な取組を始めるに当たって

- 内閣府モデル事業の募集に対して、県内複数市町村が応募
- 県としても、モデル市町村の取組を他市町村に横展開するため応募

・ 庁内関係所属との連携構築

- 取り組むに当たり、福祉部局の取りまとめ課、高齢福祉担当課、障害福祉担当課、難病担当課が、その都度、何を担うか確認した。
- 防災部局との連携については、福祉部局の取りまとめ課が中心となって進めた。
- 特別支援学校を福祉避難所に指定する市町村を後押しするため、県教育委員会関係課と防災部局、福祉部局の打合せを実施した。

・ 市町村や福祉専門職に対するセミナーを実施

- 市町村や社協、ケアマネ、相談支援専門員を対象に個別避難計画作成セミナーを実施した。（R3.9.28）
- 市町村長を対象とした群馬県避難ビジョン推進トップセミナーを実施した。（R3.11.16）

・ 地域共生社会づくりと関連した取組の推進

- 市町村が個別避難計画の作成を進めるに当たっては、地域共生社会づくりにおける取組と関連付けるよう、地域共生社会づくりについて、説明会や個別訪問時に説明した。

・ 個別避難計画作成プロセス

→ 一様な課題ではなく、市町村毎に様々な課題（防災・福祉部間の連携が図られていない、避難行動要支援者とのマッチングが進まない等）を有している。

・ 福祉避難所への直接避難の検討

→ 計画作成に当たり特別支援学校在校生等の学校への直接避難について、あらかじめ避難所レイアウトを想定しておくことなど、在校生等の居住市町村（複数）と学校との間で、運営に係る調整ができていない。

→ 社会福祉施設等が福祉避難所に指定される際、対応人員の確保や費用負担等、市町村と社会福祉施設間で調整が必要な共通事項についての整理ができていない。

・ 今後の対応の方向性

→ 県・市町村・関係機関等で構成する群馬避難総合対策チーム内に設置した個別避難計画チームにおいて、個別避難計画作成に当たっての具体的な課題に対する対応方策の検討を進める。

・ 現状の作成プロセス例

→ 市町村と社会福祉協議会、自治会等の地域の関係機関が、地域課題の共有のために作成している「住民支え合いマップ」を個別避難計画作成に位置付ける取組

・ 複数の作成プロセスの例示

→ 群馬県避難ビジョンに基づく取組を進めるための専門チーム（個別避難計画チーム）に参画している9市町村において、それぞれのロードマップを作成し、来年度以降取り組む予定である。

→ 市町村の規模感や活用できる社会資源の違いにより、複数の作成プロセスが考えられるため、上記の9市町村の取組を集約し、他の市町村にもフィードバックする。